

新入学児童が第1子の場合、減免対象になりません

令和 5 年 10 月 22 日

富士川町
教育委員会教育長

申請者

(保護者) 住所 富士川町小林2125番地

氏名 富士川 太郎

減免対象児童生徒氏名^{ふりがな} ふじかわ まちこ

新1年 富士川 町子

電話番号 090-1234-1234 (父・母・())

減免を受ける年

富士川町第2子以降の児童生徒に係る学校給食費減免実施要綱第4条の規定に基づき、令和6年度の学校給食費の減免を申請します。

なお審査のため、児童手当、住民基本台帳等の確認及び学校徴収金等の納入状況を学校と共有すること、申請した内容で承認された際は、決定通知の省略に同意します。

1 2人以上養育している子の状況

(18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子) 【令和6年4月時点での学年等】

出生順	ふりがな 氏名	性別	学校名等	学年	生年月日
1人目	ふじかわ じろう 富士川 次郎	男・女	増穂小学校	新3年	H27・8・3
2人目	ふじかわ まちこ 富士川 町子	男・女	増穂小学校	新1年	H29・5・20
3人目		男・女		年	H . .
4人目		男・女		年	H . .
5人目		男・女		年	H . .

※ 18歳（高校3年生の年齢）以下のお子様のうち、最年長者を1人目にご記入ください

※ 1人目は減免対象外。2人目以降の町内小中学校通学者が減免対象となります。

※ お子様が受験中で学校が未定の場合、学校名の欄に「高校受験中」等とご記入ください。

※ 減免対象となる児童生徒 1人につき1枚、提出してください。

2 申し立て事項

- 申請者(保護者)は、対象児童生徒と同じ住所を有し、生計を同じくしています。
- 対象児童生徒が属する世帯内において、昨年度までの学校給食費を滞納していません。
- 生活保護により学校給食費相当額の給付を受けていません。